

# 若竹苑指定通所介護事業所 運営規程

## (事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人若竹大寿会（以下「本会」という。）が開設する若竹苑指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員、調理員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第 2 条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

## (事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 若竹苑（指定通所介護事業所）
- 二 所在地 横浜市神奈川区羽沢町 5 5 0 - 1

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（併設施設の施設長と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 4 名（常勤職員 1 名、常勤兼務職員 3 名）  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 三 看護職員 1 名（常勤兼務職員 1 名）  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 四 介護職員 1 0 名（常勤職員 3 名、非常勤職員 7 名）  
介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- 五 機能訓練指導員 1 名（看護師 1 名：常勤兼務職員 1 名）  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 六 調理員 1 2 名（常勤兼務職員 3 名、非常勤兼務職員 9 名）  
調理員は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提

供を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし12月30日から1月3日は除く。
- 二 営業時間 (サービス提供時間) 午前10時00分～午後4時00分までとする。(但し上記時間は送迎時間を除く)

(指定通所介護の利用人員)

第 6 条 事業所の利用定員は、1日35人とする(含介護予防通所介護)。

(指定通所介護の内容)

第 7 条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

- 一 身体介護に関すること  
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
  - ア. 排泄の介助
  - イ. 移動、移乗の介助
  - ウ. 通院等の介助その他必要な身体介護
- 二 入浴に関すること  
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
  - ア. 衣類着脱の介助
  - イ. 身体清拭、洗髪、洗身
  - ウ. その他必要な入浴の介助
- 三 食事に関すること  
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
  - ア. 準備、後始末の介助
  - イ. 食事摂取の介助
  - ウ. その他必要な食事の介助
- 四 アクティビティ・サービスに関すること  
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的サービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。
  - ア. レクリエーション
  - イ. グループワーク
  - ウ. 行事的活動
  - エ. 体操

- オ. 機能訓練
- カ. 休養（養護）

#### 五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動。移乗動作の介助
- イ. 送迎

#### 六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. その他必要な相談、助言

（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第 8 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

2 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 事業所から片道 7 キロメートル未満 400 円
- 二 事業所から片道おおむね 7 キロメートル以上 700 円

3 通所介護にかかる食費については、次の額を徴収する。

- 一 普通食 昼食 800 円

4 通所介護にかかるオムツ代については、次の額を徴収する。

- リハビリパンツ 224 円／枚
- オムツパンツ 188 円／枚
- フラットタイプ 101 円／枚
- 尿取りパット 54 円／枚

5 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。

6 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けけることにする。

7 指定通所介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、横浜市 神奈川区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、旭区とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 10 条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を

職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第11条 通所介護従業者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(指定通所介護の利用契約)

第13条 本会は、指定通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

第16条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第17条 通所介護従業者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第5項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第19条 本会は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回
- 2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを掲示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、派遣決定調書、利用者負担金出納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成12年10月16日より一部改訂施行。
- この規程は、平成12年11月22日より一部改訂施行。
- この規程は、平成13年 8月16日より一部改訂施行。
- この規程は、平成13年10月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成14年 1月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成14年 4月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成14年 7月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成14年10月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成15年 1月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成15年 4月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成15年 7月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成15年 9月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成16年 4月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成16年 6月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成16年11月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成17年10月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成18年 4月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成18年 6月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成19年10月 1日より一部改訂施行。
- この規程は、平成22年 1月20日より一部改訂施行。